

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度について

1 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度とは？

この制度は、身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦等で、かつ、歩行が困難な方）に専用の利用証を交付し、県と協定を結んだ施設の駐車スペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図るものです。

2 利用可能な施設について

この制度に協力いただける公共施設やショッピングセンターなどの車いすマークの駐車場等で利用が可能です。対象となる駐車場には、「ほっとパーキングおかやま」の案内標示（図1）があります。

※ 利用可能な施設は、岡山県障害福祉課のホームページで、お知らせしています。

3 利用証の掲示について

「ほっとパーキングおかやま」駐車場に駐車するときは、ダッシュボードに置く、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から見えるように掲示（図2）しています。

【図1】 案内標示



〔カラーコーンで表示がしてあるところもあります〕



【図2】 利用証の掲示例



利用証
(緑 有効期間なし) (赤 有効期間あり)



「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証をお持ちの方へ

1 利用証の使用について

この利用証は、対象となる方が駐車場を利用（同乗されている場合も含む）する場合に利用できます。他人への貸与や譲渡はできません。

不適正な利用が明らかになった場合は、利用証を返却していただきます。

【駐車場利用におけるお願い】

- 駐車場の有効活用を図るため、介助者等第三者が運転される場合は、利用証を交付されている方の乗降が済み次第、自動車を一般駐車場へ移動いただくなど、譲りあって駐車場の利用をお願いします。
- 施設によっては、車いすマークの標示のない一般駐車場もこの制度の対象としているところがあります。広い駐車スペースを必要とされない方は、なるべくこちらの駐車場をご利用ください。
- 利用証を持つ方の優先利用は、対象となる駐車スペースが空いている場合となります。基本となるのは利用者一人ひとりの優しい心、ゆずりあいの心です。

【ご注意ください】

- ① 「ほっとパーキングおかやま」駐車場制度協力施設として登録いただいた、身体障害者等用駐車場（車いすマークの駐車場等）が対象の制度ですので、この利用証を使って道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外を受けることは、できません。
また、駐車スペース以外の場所への駐車や無理な駐車を許可するものではありません。
- ② 県庁や総合グラウンドなど一部の県施設で駐車場が有料化されていますが、この利用証を使って減免措置を受けることは、できません。また、駐車場料金の減免となる対象区分とこの制度の対象区分には違いがあります。

2 利用証の返却について

有効期限が過ぎた場合や、障害の軽減などで交付対象でなくなった場合は、最寄りの交付窓口に、返却届（岡山県障害福祉課のホームページに掲載）と一緒に返却してください。また、郵送により返却することもできます。（郵送代はご負担願います。）

【郵送先】 〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

直通電話 （086）-226-7362